富河個情審発第１号

令和８年９月１１日

富士河口湖町長　渡辺英之　様

富士河口湖町個人情報保護審査会

会　長　　堀　内　　岳

（公印省略）

答　　申　　書

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号、以下「法」という。）第１０５条第３項及び富士河口湖町個人情報保護法施行条例（令和４年富士河口湖町条例第１７号、以下「条例」という。）第１６条第１項に基づき、実施機関から令和８年７月２１日付け富河総発第７－２１号により諮問のありました件について、下記のとおり、答申いたします。

記

第１　審査会の結論

実施機関が令和８年５月２５日付け富河総発第５－１１号により行った不存在を理由とする不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　開示請求

審査請求人は、令和８年５月１５日付けで、法第７７条第１項及び条例第３条に基づき、実施機関に対し、富士河口湖町（以下「町」という。）の職員１名の氏名を摘示した上で、町役場において、審査請求人に関する虚偽の事実、要配慮個人情報、又は、名誉を毀損する内容を、当該町職員が他の町職員その

他の関係者に対し流布した事実・内容・相手方・経路についての文書等に係る開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件決定

実施機関は、令和８年５月２５日付けで、開示請求に係る保有個人情報を記録した文書等が存在しないことを理由に、全部不開示を内容とする本件決定を行った。

３　審査請求

審査請求人は、令和８年６月２４日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　本件決定の取消しを求める。

２　本件請求は、町職員による名誉毀損、侮辱行為、及び、町役場内における要配慮個人情報の不適切な流布に関する刑事告訴に関連する証拠収集を目的とした請求である。

３　本件請求において請求した内容は、町役場内における要配慮個人情報の流布事実、内容、相手方、経路、富士河口湖町の把握状況、及び、対応記録等である。

４　しかしながら、町は、「把握していない」「調査もしていない」「該当文書は存在しない」として一切の調査を拒否し、不開示決定を行った。これは行政としての事実確認義務、及び、調査義務を怠ったものと考えられ、不当である。

５　町の対応は、組織的な情報隠匿の疑いを強めるものである。

６　刑事事件の適正な捜査、及び、審査請求人の権利救済のため、事実関係の開示（又は、一部開示）を行うべきであり、本件決定は違法・不当である。

第４　実施機関の主張

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

１　町は、審査請求人から町職員による名誉毀損、侮辱行為、及び、町役場内における要配慮個人情報の不適切な流布等が行われた等の内容の書面による通知を受けた後、当該町職員に対し、口頭での事実確認を行い、その結果、審査請求人との間の個人間のトラブルであること、守秘義務違反に該当するような業務上知り得た情報の漏えいがないこと、及び、当該町職員が行った行為について、直ちに信用失墜行為等に該当するものと断定することはできないこと等を確認した。

２　町は、これらの事実確認の内容等に係る文書は作成していない。

３　本件請求に係る開示すべき保有個人情報を記録した文書は町に存在しないため、全部不開示を内容とする本件決定を行ったものであり、本件決定は適法なものである。

第５　審査会の判断

１　実施機関は、前記第４・１及び同２記載のとおり、審査請求人から町職員による名誉毀損、侮辱行為、及び、町役場内における要配慮個人情報の不適切な流布等の内容の書面による通知を受けた後、当該町職員に対し、口頭での事実確認を行った旨、及び、これらに係る文書は作成しなかった旨を主張するところ、同主張に不自然・不合理な点はなく、実施機関の主張を覆すに足る事実も確認できない。

したがって、開示請求に係る保有個人情報を記録した文書等が存在しないことを理由に全部不開示とした本件決定は妥当であることから、第１記載のとおり、判断する。

２　なお、実施機関及び町の文書の作成・保管等について、以下、念のため、付言する。

本件のように、町の内外から町職員に係る情報が提供され、その内容に町職

員の守秘義務違反行為や信用失墜行為等に該当する可能性のある内容を含む場合、実施機関が町職員の人事権及び懲戒権を行使するのであるから、まず、適宜適切な方法で事実確認を行い、その後、その内容について文書を作成すべきである。本件についてみると、審査請求人から通知を受けた後、口頭で当該町職員から事実確認を行ったことは適切妥当であったといえるが、当該事実確認は、町職員に対する人事上又は懲戒上の措置の要否を判断するために行われた側面もあり、その経過及び判断過程を事後的に検証できるようにする必要があることから、聴取内容を文書として記録すべきであった。本件において、このような文書を作成しなかったことについては、文書管理として不適切であったというほかない。実施機関及び町において、文書管理体制の見直しと改善が必要である。

また、本件請求及び本件審査請求についても、口頭で確認した内容について改めて文書を作成した上で、当該文書のうち審査請求人の保有個人情報に該当する箇所を同人に任意に開示する等の対応をとることが望ましい。

以上

（答申に関与した委員の氏名）

委員（会長）　堀内　岳、　委員（副会長）　外川伸一、　委員　倉澤勝重

（調査の経過）

令和８年７月２１日　　諮問

令和８年７月２９日　　第１回審査会実施

令和８年８月２６日　　第２回審査会実施

令和８年９月１１日　　答申